

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム設置要綱

(設置)

第1条 地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用及びデジタル田園都市国家構想に係る取組の推進に寄与するため、大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム（以下「研究プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

2 研究プロジェクト・チームは、プロジェクト・チーム規程（昭和50年大船渡市訓令第3号。以下「規程」という。）第2条に規定するプロジェクト・チームとする。

(所掌事項)

第2条 研究プロジェクト・チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) デジタル技術を活用した先進的な事例の調査及び研究に関すること。
- (2) デジタル技術活用の提案に関すること。
- (3) その他前条第1項に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究プロジェクト・チームは、班長、副班長及び班員をもって組織する。

2 班長は、企画政策部企画調整課課長補佐を、副班長は、企画政策部企画調整課係長をもって充てる。

3 班員は、次のいずれにも該当する者の中から市長が指名する者をもって充てる。

- (1) 係長、主任又は主事級の職員であって、デジタル技術の活用・普及に意欲的に取り組む意思がある職員
- (2) その他前条に規定する所掌事項を適正に遂行すると認められる職員

(アドバイザー)

第4条 専門の事項に関し助言を求めるため、研究プロジェクト・チームにアドバイザーを置くことができる。

(職務)

第5条 班長は、研究プロジェクト・チームを総理する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究プロジェクト・チームの会議（以下「会議」という。）は、班長が招集し、議長となる。

2 会議は、その目的により班員の一部をもって開くことができる。

3 班長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告等)

第7条 研究プロジェクト・チームの事務の進行状況の報告等は、規程第7条に定めるところによる。

(関係課等の協力義務)

第8条 研究プロジェクト・チームの事務に関係のある課等は、規程第8条に定めるところにより、研究プロジェクト・チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(設置の期間)

第9条 研究プロジェクト・チームの設置の期間は、設置した日から市長が解散を命ずる日までとする。

(解散)

第10条 研究プロジェクト・チームは、規程第10条第1項の規定によりその成果を市長に報

告し、同条第2項の規定による市長の命により解散するものとする。

(庶務)

第11条 研究プロジェクト・チームの庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究プロジェクト・チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年7月29日決裁)

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム

任命年月日：令和5年4月1日

■班長及び副班長（設置要綱第3条第2項：充て職）／2名

所 属	職 名	氏 名	摘 要
企画政策部企画調整課	課長補佐	迎山 光	班長
企画政策部企画調整課	係長	石橋 一宏	副班長

■班員（設置要綱第3条第3項による指名）／20名

所 属	職 名	氏 名	摘 要
総務部総務課	係長	金野 佑輝	
総務部 I C T 推進室	主任	小田 慎悦	
総務部防災管理室	主事	吉田 健人	
市民生活部市民環境課	係長	古澤 祐	
市民生活部国保医療課	係長	佐藤 将之	
市民生活部国保医療課	主任	佐々木 愛	
保健福祉部地域福祉課	主任	松川 恵子	
保健福祉部子ども課	係長	田村 勇貴	
保健福祉部地域包括ケア推進室	係長	及川慎一郎	
保健福祉部健康推進課	係長	新沼 美香	
商工港湾部商工課	主任	新沼 大介	
商工港湾部産業政策室	主事	成井 悠祐	
商工港湾部産業政策室	主事	大和田 瞬	
商工港湾部観光交流推進室	主任	富山 智門	
都市整備部建設課	技師	横井 咲絵	
都市整備部住宅管理課	主事	村上佳菜子	
都市整備部土地利用課	主任	佐藤 世紀	
水道事業所	係長	奥山 智行	
教育委員会事務局学校教育課	主事	熊澤 正貴	
教育委員会事務局博物館	主任学芸員	工藤やよい	